

役員の報酬に関する 規程

1 章 総則

（規程の意義）

第1条

この規程は社会福祉法人清修会定款第22条の定めにより、役員の報酬等に関する事項を規定する。

（適用範囲）

第2条

この規程は、役員規程に定めるところの職員に適用する。但し、理事長以外の常勤役員については、施設から給与を受けている場合には、役員報酬は支給しない。

（給与の支給）

第3条

役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2. 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込を申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。
3. 但し、非常勤役員については、通貨払いとする。

（給与の支給日）

第4条

前条第2項を申し出た役員の給与は、毎月15日をもって締切り、

前月１６日よりその月の１５日までの分をその月の末日（但し、末日が休日の場合はその前日）に、支給する。

（月次報酬）

第５条

常勤役員の俸給月額、常勤役員俸給表により、次のとおりとする。

理事長 ６号俸

（非常勤役員の報酬）

第６条

非常勤役員が理事会に出席する場合には、別表２により支給する。監事が監査指導した場合等には、別表３により支給する。

（通勤手当）

第７条

非常勤役員が理事会に出席する際の交通費は、別表４により支給する。

（出張手当）

第８条

役員の出張旅費については、職員の「出張旅費規程」に準ずるものとする。

（役員報酬の上限）

第９条

役員報酬の年俸限度額は、別表５のとおりとする。評議員は、「評議員の報酬に関する規程」に定めるものとする。

別表１（常勤役員俸給表）

俸給月額	
円	
号 俸	
１号	50,000
２号	60,000
３号	70,000
４号	80,000
５号	90,000
６号	100,000
７号	110,000
８号	120,000
９号	130,000
10号	140,000
11号	150,000
12号	160,000
13号	170,000
14号	180,000
15号	190,000
16号	200,000

別表2

	日額報酬
理事会出席報酬等	10,000円（源泉含まず）

別表3

	日額報酬
監事業務出席報酬	10,000円（源泉含まず）
監事監査報酬	10,000円（源泉含まず）

別表4

施設から居住地までの距離	金額
20キロ未満	3,000円
20キロ以上	5,000円

別表5

名称	報酬（年俸限度額）
理事長	1,200,000／年
理事	600,000／年

附 則

（施行）

第1条

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（本規程の改廃）

第2条

この規程の改廃を必要とする場合は、理事会の承認を得た上でこれを行う。

この規程は、平成29年3月11日に全文改訂する。

この規程の改廃を必要とする場合は、評議員会の承認を得た上でこれを行う。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。